

第六十二回国会 地方行政委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和四十四年十一月二十九日)(土曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 鹿野 彦吉君
- 理事 大石 八治君 理事 堀川正十郎君
 理事 古屋 亨君 理事 細田 吉藏君
 理事 保岡 武久君 理事 山口 鶴男君
 理事 山本弥之助君 理事 折小野良一君
 青木 正久君 岡崎 英城君
 奥野 誠亮君 桂木 鉄夫君
 龜山 幸一君 吉川 久衛君
 斎藤 寿夫君 渡海元三郎君
 永山 忠則君 山口シツエ君
 井岡 大治君 太田 一夫君
 河上 民雄君 野口 忠夫君
 細谷 治嘉君 依田 圭五君
 門司 亮君 大野 潔君
 小濱 新次君 林 百郎君

- 昭和三十四年十二月一日(月曜日)
 午後零時七分開議
- 出席委員
- 委員長代理理事 細田 吉藏君
- 理事 大石 八治君 理事 堀川正十郎君
 理事 保岡 武久君 理事 山口 鶴男君
 理事 山本弥之助君 理事 折小野良一君
 青木 正久君 小瀨 恵三君
 龜岡 高夫君 龜山 孝一君
 吉川 久衛君 永山 忠則君
 山口シツエ君 井岡 大治君

- 出席國務大臣
- 林 百郎君
- 出席政府委員
- 自治政務次官 砂田 重民君
 自治大臣官房長 鎌田 要人君
 自治省行政局長 宮澤 弘君
 自治省財政局長 長野 士郎君

- 委員外の出席者
- 專 門 員 川合 武君

十二月一日

委員奥野誠亮君及び桂木鉄夫君辞任につき、その補欠として小瀨恵三君及び龜岡高夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小瀨恵三君及び龜岡高夫君辞任につき、その補欠として奥野誠亮君及び桂木鉄夫君が議長の指名で委員に選任された。

十一月二十九日

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第六号)

十二月一日

昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出第一五号)

昭和四十二年及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

小笠原諸島復興特別措置法案(内閣提出第三二号)

過疎地域対策特別措置法案(山中貞則君外十六名提出、衆法第一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出第一五号)

昭和四十二年及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

小笠原諸島復興特別措置法案(内閣提出第三二号)

○細田委員長代理 これより会議を開きます。

委員長所用のため出席されませんので、委員長の指定により、理事の私が委員長職務を行ないます。

本日提出され、付託になりました昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案、小笠原諸島復興特別措置法案、昭和四十二年及び昭和

和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、以上三案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律

(昭和四十四年度分の地方交付税の特例)

第一条 昭和四十四年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第三十九号。以下「四十四年改正法」という。)附則第五項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に二百億円を加算した額とする。

2 昭和四十四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、四十四年改正法附則第五項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する額に二百億円を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。

3 昭和四十四年度分に限り、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)別表に定める單位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用	
一 警察費 二 土木費	警察費	警察職員数	一人につき	一、四〇四、一〇〇〇〇円	
	1 道路橋りよ う費	(1) 経常経費	道路の面積	一平方メートルにつき	五〇八六
		(2) 投資的経費	道路の延長	一メートルにつき	八五七〇〇
	2 河川費	(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき	一六四〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	一一五六〇
	3 港湾費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における保留施設の延長	一メートルにつき	四、六一〇〇〇
		(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外部施設の延長	一メートルにつき	一、六九〇〇〇
	4 その他の土木費	(1) 経常経費	人口	一人につき	一〇九〇〇
		(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	九〇〇
	三 教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき	六六七、一〇〇〇〇
学校数			一校につき	一一六、五〇〇〇〇	
2 中学校費		教職員数	一人につき	六四〇、三〇〇〇〇	
	学校数	一校につき	一一六、五〇〇〇〇		
3 高等学校費	(1) 経常経費	教職員数	一人につき	一、一四九、〇〇〇〇〇	

道府県				
経費の種類	測定単位	単位	費用	
4 (2) 投資的経費	生徒数	一人につき	八、五一四〇〇	
	人口	一人につき	三、七〇〇〇〇	
4 (1) 経常経費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二、三三九〇	
	町村部人口	一人につき	七、二二四〇	
2 社会福祉費	(1) 経常経費	人口	一人につき	二七〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	四一〇〇
3 衛生費	人口	一人につき	五八四七〇	
	工場事業場労働者数	一人につき	六二〇〇〇	
4 労働費	失業者数	一人につき	一、二七、六〇〇〇	
	農家数	一戸につき	一一、八八六〇〇	
1 農業行政費	(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八、三九〇〇〇
	(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	五五六〇〇
2 林野行政費	(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、三一〇〇〇
	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	二〇、二九〇〇
3 水産行政費	(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	九、三一一〇〇
	(2) 投資的経費	商工業の従業者数	一人につき	一、五一九〇〇
4 商工行政費	(1) 経常経費	道府県税の税額	千円につき	一〇四〇〇
	(2) 投資的経費	恩給受給権者数	一人につき	二、二五、〇〇〇〇〇

<p>3 その他の諸費</p> <p>(1) 經常経費 人口</p> <p>(2) 投資的経費 面積</p>		<p>7 災害復旧費</p> <p>災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>千円につき</p>		<p>8 特定債償還費</p> <p>公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>千円につき</p>		<p>9 特別事業債償還費</p> <p>公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十二年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>千円につき</p>	
<p>1 消防費</p> <p>人口</p>		<p>1 經常経費 道路の面積</p> <p>二 土木費 1 道路橋りょう費 道路の延長</p> <p>二 平方メートルにつき</p>		<p>1 一人につき</p>		<p>九二八〇〇</p>	
<p>2 港湾費</p> <p>(1) 經常経費 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長</p> <p>(2) 投資的経費 港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長</p> <p>一メートルにつき</p>		<p>二 投資的経費 道路の延長</p> <p>一メートルにつき</p>		<p>二二二二〇</p>		<p>四、〇九四〇〇</p>	
<p>3 都市計画費</p> <p>(1) 經常経費 都市計画区域における人口</p> <p>一人につき</p>		<p>七六八〇</p>		<p>六二四〇〇</p>		<p>四〇五〇〇</p>	
<p>六二、五八〇〇〇</p>		<p>九五〇〇〇</p>		<p>二五〇〇〇</p>		<p>一三九〇〇</p>	

<p>4 下水道費</p> <p>(1) 經常経費 人口集中地区人口</p> <p>(2) 投資的経費 人口集中地区人口</p> <p>一人につき</p>		<p>5 その他の土木費</p> <p>(1) 經常経費 人口</p> <p>(2) 投資的経費 人口</p> <p>一人につき</p>		<p>三 教育費</p> <p>1 小学校費</p> <p>(1) 經常経費 児童数</p> <p>一人につき</p>		<p>2 中学校費</p> <p>(1) 經常経費 生徒数</p> <p>一人につき</p>	
<p>一八二〇〇</p>		<p>二二二〇〇</p>		<p>一六四〇〇</p>		<p>一、二八、八九〇〇</p>	
<p>一、〇六一、六〇〇〇</p>		<p>八、四〇四〇〇</p>		<p>三、七七一四〇〇</p>		<p>一、二八、八九〇〇</p>	
<p>三、七〇〇〇〇</p>		<p>六四八〇〇</p>		<p>七七一〇〇</p>		<p>一、一六六、〇〇〇〇</p>	
<p>六四八〇〇</p>		<p>四四〇〇</p>		<p>六六、四四〇〇</p>		<p>一、二八四、〇〇〇〇</p>	
<p>一、〇六一、六〇〇〇</p>		<p>八、四〇四〇〇</p>		<p>三、七七一四〇〇</p>		<p>一、一六六、〇〇〇〇</p>	
<p>三、七〇〇〇〇</p>		<p>六四八〇〇</p>		<p>七七一〇〇</p>		<p>一、二八四、〇〇〇〇</p>	
<p>六四八〇〇</p>		<p>四四〇〇</p>		<p>六六、四四〇〇</p>		<p>一、一六六、〇〇〇〇</p>	
<p>一、〇六一、六〇〇〇</p>		<p>八、四〇四〇〇</p>		<p>三、七七一四〇〇</p>		<p>一、二八四、〇〇〇〇</p>	
<p>三、七〇〇〇〇</p>		<p>六四八〇〇</p>		<p>七七一〇〇</p>		<p>一、一六六、〇〇〇〇</p>	
<p>六四八〇〇</p>		<p>四四〇〇</p>		<p>六六、四四〇〇</p>		<p>一、二八四、〇〇〇〇</p>	

市町村		市部人口	
1 生活保護費	一人につき	六八〇〇〇	
2 社会福祉費	一人につき	二六一〇〇	
(1) 経常経費	一人につき	四六〇〇	
(2) 投資的経費	一人につき	二五七〇〇	
3 保健衛生費	一人につき	六一〇〇〇	
4 清掃費	一人につき	八〇〇〇	
(1) 経常経費	一人につき	一一七、六〇〇	
(2) 投資的経費	一人につき	六〇〇〇	
5 労働費	一人につき	六〇〇〇	
五 産業経済費	一人につき	六、二一七〇〇	
1 農業行政費	一人につき	二、六一〇〇〇	
(1) 経常経費	一人につき	五四八〇〇	
(2) 投資的経費	一人につき	二、五〇〇〇〇	
2 商工行政費	一人につき	三、三三〇〇〇	
3 その他の産業経済費	一人につき	二、五〇〇〇〇	
(1) 経常経費	一人につき	一一二〇〇〇	
(2) 投資的経費	一人につき	九三〇〇	
六 その他の行政費	一人につき	四三八五〇	
1 徴税費	一人につき	一一二〇〇〇	
2 戸籍費	一人につき	九三〇〇	
3 住民基本台帳費	一人につき	四三八五〇	
4 その他の諸費	一人につき	一一二〇〇〇	
(1) 経常経費	一人につき	一一、五二〇〇〇	
(2) 投資的経費	一人につき	九、九七〇〇〇	
	一人につき	四〇七〇〇	

(昭和四十五年度分の地方交付税の特例)
 第二条 昭和四十五年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、四十四年度改正法附則第五項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から二百億円を減額した額とする。

附則
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 四十四年度改正法附則第五項の規定により算定した昭和四十四年度分として交付すべき地方交付税の総額が増加することとなつた場合において、その増加額の百分の九十四に相当する額が二百億円未満であるときは、第一条第一項及び第二項並びに第二条中「二百億円」とあるのは、「二百億円から同項の規定により算定した昭和四十四年度分として交付すべき地方交付税の総額が増加することとなつた場合におけるその増

加額の百分の九十四に相当する額を控除した額」とし、その増加額の百分の九十四に相当する額が二百億円以上であるときは、これらの規定は、その増加することとなつた日にその効力を失ふものとする。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和三十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
 附則第十三項中、「昭和三十九年度においては」を削り、「の規定による」を又は昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第一条第一項若しくは第二条の規定の適用がある年度においては、それぞれの規定による当該年度分の」に改める。
 附則第十四項中「昭和三十九年度」の下に「又は昭和四十四年度」を、「必要があるときは」の

七 災害復旧費	八 特定債償還費	九 辺地対策事業債償還費	十 特別事業債償還費
面積	面積	面積	面積
災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
一一三、九四〇〇〇	二五〇〇〇	八〇〇〇〇	一一一〇〇

下に「第二十四項の規定によるほか」を加える。
附則第十五項中「規定による」の下に「昭和三十一年度の」を加える。

理由

地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与するため、昭和四十四年度に限り、地方交付税の総額に二百億円を加算するとともに、普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用等の特例を設け、あわせて、昭和四十五年度分の地方交付税の総額の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小笠原諸島復興特別措置法案

小笠原諸島復興特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 復興計画及び復興事業の実施(第三十一条・第三十二条)
- 第三章 小笠原諸島復興審議会(第十一条・第十二条)
- 第四章 雑則(第十三条・第二十三条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小笠原諸島の復興に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、総合的な復興計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別な措置を講ずることにより、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の急速な復興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小笠原諸島」とは、婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年

三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。

第二章 復興計画及び復興事業の実施

(復興計画)

第三条 小笠原諸島の総合的な復興計画(以下「復興計画」という)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土地(公有水面を含む。以下同じ)の利用に関する事項
- 二 道路、港湾等の産業基盤施設の整備に関する事項
- 三 農用地の造成、農林水産業に係る共同利用施設の整備その他農林水産業に係る生産の基盤の整備に関する事項
- 四 住宅及び生活環境施設の整備、教育施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発に関する事項
- 五 地域の特性に即した産業の振興及び自然、文化財等の保護に関する事項
- 六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の復興に關し必要な事項

2 復興計画は、昭和四十四年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

(復興計画の決定及び変更)

第四条 東京都知事は、復興計画の案を作成し、自治大臣に提出するものとする。

2 自治大臣は、前項の復興計画の案に基づき、小笠原諸島復興審議会の審議を経て、復興計画を決定する。

3 自治大臣は、復興計画を決定したときは、これを東京都知事に通知するとともに、復興計画において定める土地の利用に関する事項を公示するものとする。

4 前三項の規定は、復興計画を変更する場合について準用する。

(復興実施計画の作成及び変更)

第五条 東京都知事は、毎年度、その年度開始前までに、復興計画を実施するために必要な当該年度の事業についての計画(以下「復興実施計画」という)を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

2 自治大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ小笠原諸島復興審議会の意見をきかなければならない。

3 前二項の規定は、復興実施計画を変更する場合について準用する。

(特別の助成)

第六条 国は、道路、港湾等の産業基盤施設、教育施設、保健衛生及び社会福祉施設の整備事業その他の復興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に關する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内、関係地方公共団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合をこえて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

第七条 国は、旧島民が帰島して農林水産業を営むために必要な事業、地域の特性に即した産業

の振興に關し必要な事業その他の復興計画に基づく事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内、その全部又は一部を補助することができる。

(経理の分別)

第八条 第二条に規定する事業に要する経費に關する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならぬ。

(土地改良法の特例)

第九条 小笠原諸島において行なわれる土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

(農用地開発のための交換分合)

第十条 都は、復興計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地(政令で定めるものを除く)につき交換分合計画を定め、当該土地に關する権利の交換分合を行なうことができる。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に關する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第十三条第七項に規定する特別貸借権に代わるものとして設定された貸借権は、同法の規定の適用については、同項の特別貸借権とみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第百十三条、第百十三條の三から第百十五條まで、第百二十三條その他同法の交換分合に關する規定は、第一項の交換分合に關して準用する。

4 第一項の交換分合に關しては、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

第三章 小笠原諸島復興審議会

(小笠原諸島復興審議会)

第十一条 小笠原諸島復興審議会(次項及び次条

において「審議会」という。自治大臣の諮問に依りて旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に關し重要な事項を調査審議する機関とする。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、自治大臣に意見を述べることができる。

第十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者並びに關係地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、自治大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることが出来る。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、当該事項に關し専門的知識を有する者のうちから、自治大臣が任命する。

9 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び特別委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(国有財産の譲与等)

第十三条 国は、關係地方公共団体が復興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に關するものを実施するため必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百四十六号)その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を關係地方公共団体に對して、無償又は時価より低い價格で

譲渡し、又は貸し付けることができる。
(資金についての配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十八条第一項及び第二項の規定は、国の行政機関が作成した旧島民の帰島に關する計画(以下「帰島計画」という。)に基づき、永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの(以下「帰島者」という。)がその移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合について準用する。

2 租税特別措置法第三十八条第三項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合について準用する。

3 租税特別措置法第三十八条第四項の規定は前二項の規定を適用する場合について、同条第五項から第七項までの規定は前項の規定の適用を受けた者について準用する。

(帰島に伴う不動産取得税の課税の特例)

第十六条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないときは、政令で定めるところにより、東京都知事が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に達するまでの金額を価格(同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

(土地の利用についての配慮)

第十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の地域のうち土地の利用について復興計画の定めのある区域において、土地をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が復興計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体以外の者で、前項に規定する区域において土地をその用に供する必要がある事業を実施しようとするものは、当該事業の実施により復興計画において定める土地の利用がそのこなれないように配慮しなければならない。

(指揮監督)

第十八条 自治大臣は、復興計画に基づく事業の実施について、総合調整を行なうとともに、これらの事業を実施する關係地方公共団体の長その他の機関又はその他の者を指揮監督する。

2 東京都知事は、復興計画に基づく事業の実施

について、これらの事業を実施する村の長その他の機関又はその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、公立の教育施設の整備事業及び文化財の保護事業の実施に關する指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ都の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣又は都の教育委員会の關係法令の規定による指揮監督の権限を妨げるものではない。

(権限の委任)

第十九条 自治大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整及び指揮監督の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。

(關係行政機関の長との協議)

第二十条 自治大臣は、第四条第二項の規定により復興計画を決定し、若しくは同条第四項の規定によりこれを変更し、又は第五条第一項の規定により復興実施計画を認可し、若しくは同条第三項の規定によりこの変更を認可しようとするときは、關係行政機関の長に協議しなければならない。

(復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第二十一条 復興計画に基づく事業の予算に關する見積り及び予算の執行に關する国の事務は、自治省において掌理する。

(離島振興法の適用除外)

第二十二条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)は、小笠原諸島の地域については適用しない。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和四十九年三月三十一日限

り、その効力を失う。ただし、復興計画に基づき事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和四十九年度以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3 第五条の規定による昭和四十四年度に係る復興実施計画は、同条第一項の規定にかかわらず、第四条第二項の規定による復興計画の決定の日から一箇月以内に、作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして自治大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものであるについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、この法律の規定を適用する。

(特例)
5 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第十五条の規定を適用する。

6 帰島者に係る昭和四十九年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得した

ときは、当該不動産の取得については、第十六条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(自治省設置法の一部改正)
8 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の八の次に次の一号を加える。
十四の九 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第 号)の施行に關する事務を行ふこと。

第十条第一項第五号の五の次に次の一号を加える。
五の六 小笠原諸島復興特別措置法の施行に關すること。

第二十三條の四の次に次の一條を加える。
(小笠原諸島復興審議会)
第二十三條の五 自治省に、小笠原諸島復興審議會議を置く。

2 小笠原諸島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、小笠原諸島復興特別措置法の定めるところによる。

理由

小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の急速な復興を図るため、総合的な復興計画を策定し、及びそれを実施する等特別な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正)
第一条 昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び昭和四十三年度」を、「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に改める。
第一条第一項中「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以下この条において同じ」を「以下この条及び第三項において同じ」に改め、同条第三項中「昭和四十三年十月分以後」を「昭和四十三年十月分から昭和四十四年九月分まで」に改め、同条第六項中「次項」の下に「及び次条第五項」を加え、同条第八項中「昭和四十一年法律第百二十三号」を削り、同条の次に次の一條を加える。

第一条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十四年九月三十日において既に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三三」とあるのは「一・七三七六」と、同項第二号中「仮定給料年額を求めた」とあるのは「仮定給料年額を求め、その年額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額を求め、その年額で別表第一の三の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額を求め、その額で別表第二の三の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額を求め」と読み替へるものとする。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十四年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。
一 退職年金又は廃疾年金 九万六千円
二 遺族年金 四万八千円

3 前条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
4 第一項又は第二項の規定により年金額を改定された年金のうち、退職年金又は遺族年金(妻、子又は孫に係るものを除く)で六十五歳未満の者に係るものについては、昭和四十四年十二月分(これらの年金を受ける者が同年十一月三十日までに六十五歳に達した場合)には、その達した日の属する月分までは、改定年金額のうちその計算の基礎となつた年金条例職員期間又は旧長期組合員期間に對する部分の金額と従前の年金額のうちその計算の基礎となつた年金条例職員期間又は旧長期組合員期間に對する部分の金額との差額の三分の一に相當する金額の支給を停止する。この場合においては、前条第三項後段の規定を準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十四年九月三十日において既に支給されているものについて準用する。この場合においては、前条第六項後段の規定を準用する。

6 前条第九項の規定は、前各項の規定により年金額を改定する場合について準用する。
第二条中「前条」を「前二条」に、「同条」を「これら」に改める。
第三条中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加え、同条の次に次の一條を加える。

第一類第二号 地方行政委員会議録第一号 昭和四十四年十一月一日

(地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第三条の二 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の給料年額又は仮定退職時の給料年額をそれぞれ新法第二百条若しくは施行法第四百三十三条第一項第七号又は同項第六号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職時の給料年額とみなし、新法第十二章又は施行法第十三章の二の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の給料年額 昭和三十五年三月三十一日において施行されていた地方団体関係団体の職員の給与に関する規程(以下この条において「旧給与規程」という。)がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与規程の規定により受けるべきであつた給料に基づき、新法第二百条の計算の基礎となるべき給料を求め、その給料の額を基礎として同条及び施行法第四百三十三条第二項の規定により算定した給料年額に一・七三七六を乗じて得た額をいう。

二 仮定退職時の給料年額 旧給与規程がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与規程の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、施行法第四百三十三条第一項第六号に規定する給料に相当する額を求め、その額に対応する別表第二の下欄に掲げる仮定給料を求め、その額で別表第二の三の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求め、その額で別表第二の三の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料を求めた場合におけるその仮定給料の額の十二倍に相当する金額をいう。

2 第一条の二第二項から第四項まで及び第六項並びに第二条の規定は、前項の規定により年金額を改定する場合について準用する。この場合において、第一条の二第四項中「年金条列職員期間又は旧長期組合員期間」とあるのは、「施行法第四百三十三条の二第一項第一号又は第二号イに掲げる期間」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定による年金額の改定により増加する費用(業務による廃疾年金又は業務に係る遺族年金についての費用を除く。)のうち、施行法第四百三十三条の三第一項第四号の期間(以下この項において「施行日以後の団体共済組合員期間等」という。)以外に期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、地方団体関係団体又は地方団体関係団体職員共済組合が負担し、施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第二百三十三条第三項第一号及び第四項第一号の規定の例による。

第五号中「昭和二十八法律第五十六号」の下に「次条において「法律第五十六号」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六条 第四条の規定は、更新組合員等が昭和四十四年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下この条において「昭和四十四年法律第 号」という。)第三条の規定による改正後の法律第五十六号第十條の二及び昭和四十四年法律第 号附則第十三条第二項並びに施行法の規定を適用したならば、退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときについて準用する。この場合において、第四条第一項中「昭和四十二年十月分」とあるのは、「昭和四十四年十月分」と読み替へるものとする。

附則第十條中「及び昭和四十三年度」を、「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に、「及び第五條」を「から第五條の二まで」に改める。

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三

別表第一の二の仮定給料年額

仮定給料年額

一一三、八〇〇	一四九、四〇〇
一二七、二〇〇	一五三、五〇〇
一三〇、二〇〇	一五七、一〇〇
一三四、四〇〇	一六二、二〇〇
一三六、九〇〇	一六五、二〇〇
一四一、七〇〇	一七一、〇〇〇
一四八、六〇〇	一七九、三〇〇
一五五、八〇〇	一八八、〇〇〇
一六二、八〇〇	一九六、五〇〇
一七〇、二〇〇	二〇五、三〇〇
一七七、二〇〇	二一三、九〇〇
一八四、四〇〇	二二二、六〇〇
一八九、一〇〇	二二八、二〇〇
一九三、七〇〇	二三三、七〇〇
一九九、〇〇〇	二四〇、一〇〇
二〇六、五〇〇	二四九、二〇〇
二一二、九〇〇	二五六、九〇〇
二一九、〇〇〇	二六四、三〇〇
二二六、三〇〇	二七三、一〇〇
二三三、八〇〇	二八二、一〇〇
二四一、八〇〇	二九一、八〇〇
二五〇、〇〇〇	三〇一、六〇〇
二六〇、二〇〇	三一三、九〇〇
二六六、四〇〇	三二一、五〇〇
二七四、八〇〇	三三一、六〇〇
二八二、八〇〇	三四一、三〇〇

二九九、〇〇〇	三六〇、八〇〇
三〇三、二〇〇	三六五、九〇〇
三一五、五〇〇	三八〇、七〇〇
三三一、九〇〇	四〇〇、五〇〇
三五〇、〇〇〇	四二二、四〇〇
三五九、三〇〇	四三三、五〇〇
三六八、〇〇〇	四四四、一〇〇
三八八、一〇〇	四五九、五〇〇
四〇九、七〇〇	四六八、三〇〇
四二〇、四〇〇	四九四、三〇〇
四三一、四〇〇	五〇七、二〇〇
四五三、〇〇〇	五二〇、六〇〇
四七四、七〇〇	五四六、六〇〇
四八〇、四〇〇	五七二、八〇〇
四九八、二〇〇	五七九、六〇〇
五二三、七〇〇	六〇一、二〇〇
五四八、九〇〇	六三一、九〇〇
五六四、五〇〇	六六二、三〇〇
五七九、七〇〇	六八一、一〇〇
六一〇、四〇〇	六九九、五〇〇
六四一、三〇〇	七三六、六〇〇
六四七、四〇〇	七七三、八〇〇
六七一、九〇〇	七八一、二〇〇
七〇二、七〇〇	八一〇、七〇〇
七三三、六〇〇	八四七、九〇〇
七六四、二〇〇	八八五、二〇〇
七八三、五〇〇	九二二、一〇〇
	九四五、四〇〇

八〇四、一〇〇	九七〇、三〇〇
八四三、八〇〇	一、〇一八、二〇〇
八八三、九〇〇	一、〇六六、六〇〇
九〇四、一〇〇	一、〇九〇、九〇〇
九三三、六〇〇	一、一一四、五〇〇
九六三、四〇〇	一、一六二、五〇〇
九八一、六〇〇	一、一八四、五〇〇
一、〇〇三、二〇〇	一、二二〇、五〇〇
一、〇四三、〇〇〇	一、二五八、六〇〇
一、〇八六、四〇〇	一、三一一、九〇〇
一、一〇八、七〇〇	一、三三七、八〇〇
一、一二九、八〇〇	一、三六三、三〇〇
一、一五二、〇〇〇	一、三九〇、一〇〇
一、一七三、四〇〇	一、四一五、九〇〇
一、二一六、七〇〇	一、四六八、一〇〇
一、二六〇、〇〇〇	一、五二〇、四〇〇
一、二八一、四〇〇	一、五四六、二〇〇
一、三〇三、四〇〇	一、五七二、八〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の二の仮定給料年額が一・二三、八〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・四四分の一・七三七六を乗じて得た額（その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上二〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定給料年額とする。

別表第二の二の次に次の一表を加える。

別表第二の三

別表第二の二の仮定給料	一〇、三三〇円	仮定給料	二二、四五〇円
-------------	---------	------	---------

一〇、六〇〇
一〇、八五〇
一一、二〇〇
一一、四一〇
一一、八一〇
一二、三八〇
一二、九八〇
一三、五七〇
一四、一八〇
一四、七七〇
一五、三七〇
一五、七六〇
一六、一四〇
一六、五八〇
一七、二一〇
一七、七四〇
一八、二五〇
一八、八六〇
一九、四八〇
二〇、一五〇
二〇、八三〇
二一、六八〇
二二、二〇〇
二二、九〇〇
二三、五七〇
二四、九二〇
二五、二七〇
二六、二九〇

二二、七九〇
二三、〇九〇
二三、五二〇
二三、七七〇
二四、二五〇
二四、九四〇
二五、六七〇
二六、三八〇
二七、一一〇
二七、八三〇
一八、五五〇
一九、〇二〇
一九、四八〇
二〇、〇一〇
二〇、七七〇
二一、四一〇
二二、〇三〇
二二、七六〇
二三、五一〇
二四、三二〇
二五、一三〇
二六、一六〇
二六、七九〇
二七、六三〇
二八、四四〇
三〇、〇七〇
三〇、四九〇
三一、七三〇

二七、六六〇
二九、一七〇
二九、九四〇
三〇、六七〇
三一、七三〇
三二、三四〇
三四、一四〇
三五、〇三〇
三五、九五〇
三七、七五〇
三九、五六〇
四〇、〇三〇
四一、五二〇
四三、六四〇
四五、七四〇
四七、〇四〇
四八、三一〇
五〇、八七〇
五三、四四〇
五三、九五〇
五五、九九〇
五八、五六〇
六一、一三〇
六三、六八〇
六五、二九〇
六七、〇一〇
七〇、三二〇
七三、六六〇

三三、三八〇
三五、二〇〇
三六、一三〇
三七、〇一〇
三八、二九〇
三九、〇三〇
四一、一九〇
四二、二七〇
四三、三八〇
四五、五五〇
四七、七三〇
四八、三〇〇
五〇、一〇〇
五二、六六〇
五五、一九〇
五六、七六〇
五八、二九〇
六一、三八〇
六四、四八〇
六五、一〇〇
六七、五六〇
七〇、六六〇
七三、七七〇
七六、八四〇
七八、七八〇
八〇、八六〇
八四、八五〇
八八、八八〇

七五、三四〇	九〇、九一〇
七六、九七〇	九二、八八〇
八〇、二八〇	九六、八八〇
八一、八〇〇	九八、七一〇
八三、六〇〇	一〇〇、八八〇
八六、九二〇	一〇四、八八〇
九〇、五三〇	一〇九、二四〇
九二、三九〇	一一一、四八〇
九四、一五〇	一一三、六一〇
九六、〇〇〇	一一五、八四〇
九七、七八〇	一一七、九九〇
一〇一、三九〇	一二二、三四〇
一〇五、〇〇〇	一二六、七〇〇
一〇六、七八〇	一二八、八五〇
一〇八、六二〇	一三一、〇七〇

備考
年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の二の仮定給料の額が一〇、三二〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・四四分の一・七三七六を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第三項中「十一万円」を「十五万円」に改める。

第百五十六條の次に次の一条を加える。

(借入金制限)

第百五十六條の二 共済会は、借入金をしては

ならない。ただし、共済会の目的を達成するために必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第百五十七條の次に次の一条を加える。

(自治省令への委任)

第百五十七條の二 前二條に定めるもののは、か、共済会の財務その他その運営に關して必要な事項は、自治省令で定める。

第百七十三條第一号中「第百五十二條第二項」

の下に「又は第百五十六條の二」を、「認可」の下に「又は承認」を加える。

第二百二條の二中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二百四條第四項中「十一万円」を「十五万円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十三年法律第四十八号」を「昭和四十四年法律第...」に改める。

第三条の四第三項中「及び昭和四十三年度」を「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に改め、「第三項」の下に、「第三条の二」を、「第五項」の下に、「第五条の二第一項及び第三項」を加える。

第四十一條中「九万九千三百五十八円」を「十一万四千二百円」に改め、「四千八百円」の下に「（そのうち一人については、七千二百円）を加える。

第五十七條第七項及び第八項並びに第九十五條第二項及び第三項中「二十二万円」を「二十四万円」に、「百万円」を「百二十万円」に改める。

別表第二中「三八九、四〇〇円」を「四二〇、二〇〇円」に、「二五九、四〇〇円」を「二八一、二〇〇円」に、「二七八、四〇〇円」を「一九三、二〇〇円」に改め、同表の備考第三号中「場合には、」の下に「次号イに掲げる者については一万二千円、同号ロ又はハに掲げる者については、」を、「四千八百円」の下に「（そのうち一人については、七千二百円）」を加える。

第四条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十五号及び第四十六号中「増加恩給に併給されるものを除く。」を削る。

第五條第二項第一号を次のように改める。

一 増加恩給又は公務傷病賜金を受ける権利

第五條第二項第三号中「第一号に掲げるもの及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 更新組合員に係る退職年金条例の通算退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

第七條第一項第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、同項に次の二号を加える。

四 法律第五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府職員又は人に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者（当該外国政府又は法人に勤務する前の条例在職年が退職料の最短期間年金に達している者を除く。）でその後引き続き職員となり、施行日の前日まで引き続き職員であつたものの当該外国政府又は法人に勤務していた期間で同年同月同日まで引き続き勤務しているもの（当該外国政府職員又は外国特殊法人職員であつた期間を除く。）

五 旧国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）に規定する国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人（以下この号及び第十條第六号において「国民健康保険組合等」という。）に勤務していた者で当該国民健康保険組合等の業務の市町村への引継ぎに伴い引き続き職員となり、施行日の前日まで引き続き職員であつたものの当該国民健康保険組合等に勤務していた期間（当該職員となつた日の前日まで引き続き勤務期間に限る。）

第八條第三項中「同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。」を有することとなるものを「を」を有することとなるもの（前二項の規定の適用により

退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。」に改める。

第十條第四号中「第四十三條第一項」を「第四十三條」に、「及び恩給公務員期間」を「恩給公務員期間及び第七條第一項第四号の期間」に改め、同条に次の一号を加える。

六 国民健康保険組合等に勤務していた者で当該国民健康保険組合等の業務の市町村への引継ぎに伴い引き続き職員となつたものの当該国民健康保険組合等に勤務していた期間（当該職員となつた日の前日まで引き続く期間に限る。）で第七條第一項第五号の期間を除いた期間

第十一條第一項第四号中「第七條第一項第三号」の下に「から第五号まで」を加える。

第十五條中「増加退職料と併給される退職料及び」を削る。

第二十五條中「及び増加退職料等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第五十一條第一項又は第二項の申出をした場合」を削る。

第二十七條第一項第四号中「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、同項第五号中「第三号」を「第五号」に改める。

第三十四條中「及び増加退職料等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第五十一條第一項又は第二項の申出のあつたものが当該増加退職料等に係る公務傷病により死亡した場合」を削る。

第四十條の次に次の一条を加える。
(増加退職料の受給権者等に係る特例)
第四十條の二 次の各号の一に該当する場合における遺族年金の額は、新法第九十三條及び前三條の規定にかかわらず、これらの規定による額及び公務遺族年金又は恩給法第七十五條第一項第三号の規定による扶助料に相当する退職年金条例の遺族年金の額の算定方法を参酌して政令で定める額とする。

一 更新組合員又は更新組合員であつた者で増加退職料を受ける権利を有するものが死亡したとき。

二 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば公務遺族年金又は恩給法第七十五條第一項第三号の規定による扶助料に相当する退職年金条例の遺族年金を受ける権利が生ずることとなるとき。

第四十九條第一項中「第三項」を削り、「退職の時」を「施行日の前日」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項及び第八條第三項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金又は減額退職年金でその時までに支給すべきものは、支給しないものとする。

3 第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者につき、同項及び第八條第三項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を支給する場合において、その者が退職一時金の支給を受けた者であるときは、当該退職一時金の額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第五十條の見出し及び同条第一項中「増加退職料等」を「増加退職料」に改め、同項中「退職の時」を「施行日の前日」に改め、同条第二項中「減額退職年金又は退職一時金」を「又は減額退職年金」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者が同項の

規定の適用により新法第八十三條の規定の適用を受けることとなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が同条第二項第一号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

第五十條第三項を削り、同条第四項中「増加退職料等」を「増加退職料」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十一條を次のように改める。
第五十一條 削除

第五十二條第二項中「第四十九條」を「第五十條」に、「同項及び第七條第一項第一号」を「前項」とあり、又は「同項」に改める。

第五十三條第二項を次のように改める。
2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきものは又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、その者の退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十三條第二項第一号に掲げる金額が前項の規定の適用により受けるべきこととなる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

第五十三條の次に次の一項を加える。
3 第五條第六項の規定は、退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつた場合について準用する。

第五十五條第一項中、「第二十五條」を削り、「第三十四條」を「第三十三條」に改め、同条第

二項中「第五十條第四項、第五十一條第一項及び」を「第四十九條第一項、第五十條第一項及び第三項並びに」に改め、「第五條第三項中「退職料で施行日の前日において恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例の規定によりその支給を停止されているもの」とあるのは「退職料」と、「施行日以後」とあるのは「第五十五條第一項各号に掲げる組合員となつた日以後」とを削る。

第五十七條第四項から第七項までを削り、同条第八項中「又は前項」を削り、「同条第三項中「恩給法」とあるのは」を「同項中「恩給法」とあるのは」に改め、「と、前項中「二十四万円」とあるのは「九万五千円」と、「百二十万円」とあるのは「五十万円」と、「恩給法」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百四十四号）」による改正前の恩給法」を削り、同項を同条第四項とし、同条第九項中「、第四十條」を「から第四十條の二まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とする。

第五十八條中「と、同条第五項中「第八條（同条第三項を除く。）若しくは第十條の規定と第八條第三項」とあるのは「第五十五條第一項において準用する第八條第二項若しくは第十條の規定と第八條第三項」を削る。

第六十二條中「第七條第一項第三号」を「第七條第一項第三号から第五号まで」に改め、「と、第五條第三項中「恩給法第五十八條の規定に相当する退職年金条例」とあるのは「国の施行法第五條第三項（国の施行法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六十七條第二項中（同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。）を有することとなるものを「を」有することとなるもの（前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者

を除く。)に改める。

第八十二条の次に次の一条を加える。

第八十二条の二 知事等であつた更新組合員又は当該更新組合員であつた者が第四十条の二各号の一に該当する場合における遺族年金の額については、同条の規定の例による。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(退職後に増加退職料等を受けることとなつた者の特例)

第八十五条の二 知事等であつた更新組合員であつた者が第四十九条第一項の規定に該当することとなつた場合における同条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「第八条第三項」とあるのは、「第六十七条第二項」とする。

第八十九条第二項を次のように改める。

2 警察職員であつた期間が十五年未満の恩給公務員である職員であつた更新組合員で第五條第二項本文の規定を適用しなかつたならば警察監獄職員の普通恩給を受ける権利を有することとなるもの(前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)が退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

第八十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十八条第一項又は第八條若しくは第十條の規定

二 第一項又は前項の規定

第九十条第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第九十六条第一項中「第八十九条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第一百条第二項中「第八十九条第三項」を「第八十九条第四項」に改める。

第一百零二条中「第八十九条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第一百三條第四項中「第八十九条第三項」を「第八十九条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百三條の二 警察監獄職員である職員であつた更新組合員又は当該更新組合員であつた者が第四十条の二各号の一に該当する場合における遺族年金の額については、同条の規定の例による。

第一百五條の次に次の一条を加える。

(退職後に増加恩給等を受けることとなつた者の特例)

第一百五條の二 警察監獄職員である職員であつた更新組合員であつた者が第四十九条第一項の規定に該当することとなつた場合における同条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「第八條第三項」とあるのは、「第八十九条第二項」とする。

第一百零二条第二項中(同条第一項の規定により退職したものとみなされることにより生ずるものを除く。)を有することとなるものを「を有することとなるもの(前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)」に改める。

第一百零九條の次に次の一条を加える。

第一百零九條の二 消防職員であつた更新組合員又は当該更新組合員であつた者が第四十条の二各号の一に該当する場合における遺族年金の額については、同条の規定の例による。

第一百二十條の次に次の一条を加える。

(退職時に増加退職料等を受けることとなつた者の特例)

第一百二十條の二 消防職員であつた更新組合員

であつた者が第四十九条第一項の規定に該当することとなつた場合における同条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「第八條第三項」とあるのは、「第一百零二条第二項」とする。

第一百二十五條第四項ただし書を削る。

2 第一百二十五條第三項及び第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。

3 前項において準用する第一百二十五條第三項の規定の適用を受けた者に係る第一項に規定する普通恩給、退職料、共済法の退職年金若しくは共済法の廃疾年金又は国の新法(国の旧法を含む。)の規定による退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、退職年金条例の通算退職年金、共済法の通算退職年金、国の新法の規定による通算退職年金又は国の施行法第六條第一項ただし書(国の施行法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた国の旧法の規定による退職年金を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとす。

第一百三十一條第二項第二号中「第四十三條第一項」を「第四十三條」に改める。

第一百三十四條第二号中「第四十九條第二項(第五十二條第二項において準用する場合を含む。)」を削り、「第五十三條第二項」を「第五十二條第二項」に改め、「含む。」の下に「、第五十三條第二項を加える。」

第一百四十三條の二の二第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二百二條の二第五項」を「第二百二條の二第四項」に改め、同項を同条第二項とする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正)

第五條 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九號)の一部を次のように改正する。

第五十一條の二第三項中「期間」の下に「該当するものとし、地方の職員等であつた長期組合員に対する第七條第一項の規定の適用については、その者の地方の施行法第七條第一項第四号又は第五号に規定する期間は、第七條第一項第六号の期間に」を加え、同条第四項第三号中「及び年金条例職員期間」を「年金条例職員期間及び地方の施行法第七條第一項第四号の期間」に改め、同項に次の一号を加える。

五 旧国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十號)に規定する国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人(以下この号において「国民健康保険組合」という。)に勤務していた者で当該国民健康保険組合等の業務の市町村への引継ぎに伴い引き続き地方の職員等となつたもの(当該国民健康保険組合等に勤務していた期間(当該地方の職員等となつた日の前日まで引き続く期間に限る。))で地方の施行法第七條第一項第五号の期間を除いた期間

附則

(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條中地方公務員等共済組合法第二十二條の二の改正規定、第四條及び第五條の規定並びに附則第七條から第十三條までの規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

第二條 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第百四十四條第三項及び第百四十四條第四項の規定は昭和四十四年十一月一日から、第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法(以下附則第五條までにおいて「改正後の施行法」という。)第三條の三第一項、第四十一條、第五十七條第七項及び第八項、第

九十五条第二項及び第三項並びに別表第二の規定並びに附則第六条の規定は同年十月一日から適用する。

2 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年法律第 号」という。)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する施行法(以下「施行法」という。)

2 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年法律第 号」という。)

第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三條の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八條ノ四第一項の規定に相当する恩給組合法例の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、その退職料の支給額は、従前の恩給組合法例の規定又は第三條の規定による改正前の施行法第三條の三第一項第五号の規定の例により支給することができ、額を下ることはない。

第二項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年法律第 号」という。)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する施行法(以下「施行法」という。)

第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三條の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八條ノ四第一項の規定に相当する恩給組合法例の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、その退職料の支給額は、従前の恩給組合法例の規定又は第三條の規定による改正前の施行法第三條の三第一項第五号の規定の例により支給することができ、額を下ることはない。

第二項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年法律第 号」という。)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する施行法(以下「施行法」という。)

第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三條の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八條ノ四第一項の規定に相当する恩給組合法例の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、その退職料の支給額は、従前の恩給組合法例の規定又は第三條の規定による改正前の施行法第三條の三第一項第五号の規定の例により支給することができ、額を下ることはない。

以後適用する。この場合において、その退職年金の支給額は、従前の例により支給することができる額を下ることはない。

3 改正後の施行法第四十一条(同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)

第二項の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

第四條 施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五条第一項各号に掲げる者を含む。以下「更新組合員等」という。)

昭和四十四年九月三十日以前に退職した場合において、昭和四十四年法律第 号第五條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第六條の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用するとして、ならば退職年金又は減額退職年金の額が増加することとなるときは、昭和四十四年十月分からその者のこれらの年金の額を、これらの法律及び退職年金条例の規定を適用して算定した額に改定する。

第二項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年法律第 号」という。)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する施行法(以下「施行法」という。)

第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三條の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八條ノ四第一項の規定に相当する恩給組合法例の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、その退職料の支給額は、従前の恩給組合法例の規定又は第三條の規定による改正前の施行法第三條の三第一項第五号の規定の例により支給することができ、額を下ることはない。

第二項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年法律第 号」という。)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する施行法(以下「施行法」という。)

第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三條の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八條ノ四第一項の規定に相当する恩給組合法例の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、その退職料の支給額は、従前の恩給組合法例の規定又は第三條の規定による改正前の施行法第三條の三第一項第五号の規定の例により支給することができ、額を下ることはない。

第二項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年法律第 号」という。)

金又は遺族年金の額が増加することとなるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「その者」とあるのは、「その者又はその遺族」と読み替えるものとする。

第六條 組合員又は団体共済組合員が昭和四十四年十月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち實在職した期間が当該退職年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 九万六千円

二 遺族年金 四万八千円

第七條 改正後の法第二百二條の二の規定及び第四條の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)

第八條 この法律の施行(附則第一條第一項ただし書の規定による施行をいう。)

第九條 更新組合員等が前項の退職料の支給を受けていたときは、当該退職料の額の総額(同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第十條 更新組合員等が前項の退職料の支給を受けていたときは、当該退職料の額の総額(同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第十一條 更新組合員等が前項の退職料の支給を受けていたときは、当該退職料の額の総額(同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第十二條 更新組合員等が前項の退職料の支給を受けていたときは、当該退職料の額の総額(同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第十三條 更新組合員等が前項の退職料の支給を受けていたときは、当該退職料の額の総額(同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

をしたときは、この限りでない。

第二項の規定は、この限りでない。

第三項の規定は、この限りでない。

第四項の規定は、この限りでない。

第五項の規定は、この限りでない。

第六項の規定は、この限りでない。

第七項の規定は、この限りでない。

第八項の規定は、この限りでない。

第九項の規定は、この限りでない。

第十項の規定は、この限りでない。

第十一项の規定は、この限りでない。

加退隠料等（施行法第二条第一項第十五号に規定する増加退隠料等をいい、同項第四十三号に規定する増加恩給等を含む。以下同じ。）を受けたい旨の申出（当該申出とみなされる申出を含む。）をした者で当該申出がなかつたとしたならば増加退隠料等を受ける権利を有することとなるものは、同日において増加退隠料等を受ける権利を取得するものとする。

2 前項の規定に該当する者には、施行法の施行の日から昭和四十五年三月三十一日までの間につき改正前の施行法の規定により増加退隠料等を受けたい旨の申出をしたこととなる増加退隠料の額の総額に相当する金額を、当該増加退隠料等を受ける権利の裁定を行つた者が一時に支給する。

（増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際、現に増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に係る昭和四十五年四月一日前に給付事由が生じた長期給付については、なお従前の例による。ただし、その者が同日から六十日以内に当該増加退隠料に併給される退隠料を受けないことを希望する旨の申出を当該退隠料を受ける権利の裁定を行つた者にしたときは、この限りでない。

2 附則第八条第二項の規定は、前項の申出について準用する。

3 第一項の申出があつたときは、当該申出に係る更新組合員等であつた者の退隠料を受ける権利は、昭和四十五年三月三十一日において消滅するものとする。

4 第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る更新組合員等であつた者につき、改正後の施行法（増加退隠料等を受ける権利を有する者に係る部分に限る。）及び地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）の規定を適用すると

したならば、新たに退職年金を支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金の額が増加することとなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十五年四月分から、その者に退職年金を新たに支給し、又は同月分からその者の退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

5 前項の規定により改定される年金の額が、昭和四十五年三月三十一日において同項に規定する者が現に受ける権利を有する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金（増加退隠料等を受ける権利を有しないものとした場合に受けることとなる廃疾年金に限る。）の額に同日において現に受ける権利を有する増加退隠料に併給される退隠料の額を加えた額より少ないときは、その額をこれらの年金の額とする。

6 第四項の規定により新たに退職年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給付金（これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは法の規定による退職一時金若しくは廃疾一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金の額は、第四項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給付金又はこれらの一時金の額（法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

7 附則第八条第四項又は第五項の規定は、第一

項の申出をした者のうち施行法の施行の日から昭和四十五年三月三十一日までの更新組合員等であつた期間に係る分として増加退隠料に併給される退隠料の支給を受けていた者又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

（増加退隠料等を受ける権利を放棄した更新組合員等であつた者に関する経過措置）

第十一条 更新組合員等であつた者のうち改正前の施行法の規定により増加退隠料等を受けることを希望しない旨の申出をしたことにより廃疾年金を受ける権利を有した者については、当該廃疾年金を受ける権利は、昭和四十五年三月三十一日において消滅するものとし、その者に改正後の施行法又は法の規定による退職年金を支給する。

2 附則第九条の規定は、前項の規定に該当する者について準用する。

3 第一項の規定に該当する者の昭和四十五年四月一日前に受けた廃疾年金の総額が退職の時にあって同項の退職年金を受ける権利を有する者であつたものとした場合に支給されるべきであつた退職年金の額の総額より多いときは、その者は、その差額に相当する金額を、同日から九十日以内に一時に組合に納入しなければならぬ。

4 第一項の規定に該当する者のうち施行法の施行の日から昭和四十五年三月三十一日までの更新組合員等であつた期間に係る分として増加退隠料に併給される退隠料の支給を受けていた者又はその遺族に対する退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金からの控除については、附則第八条第四項又は第五項の規定の例に準じて政令で定める。

（外国政府等に勤務していた期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）
第十二条 更新組合員等が昭和四十五年四月一日

前に退職し、又は死亡した場合において、法第四十条に規定する組合員期間の計算につき改正後の施行法第七條第一項第四号（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用するものとしたならば退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、同年四月分からその者又はその遺族のこれらの年金の額を、改正後の施行法及び法の規定を適用して算定した額に改定する。

（国民健康保険組合等に勤務していた期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第十三条 改正後の施行法第七條第一項第五号及び第十條第六号（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、当該規定に規定する者が昭和四十五年四月一日前に退職した場合については、適用しない。

（増加退隠料等に係る長期給付に関する措置等の政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの遺族に対する増加退隠料等に係る長期給付に関する措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置に關して必要な事項は、政令で定める。

理由

昭和四十三年に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員に係る年金の額の改定措置に準じて改定するほか、掛金及び給付の算定の基礎となつてゐる給料の最高限度額の引き上げ、増加退隠料等の受給権の基礎となつた期間及び外国政府の雇用人期間等の組合員期間への通算等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野田国務大臣 たいだいま議題となりました昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

国家公務員について給与改定が行なわれる場合、地方団体も同に準じ地方公務員の給与改定を行なう必要があり、このため本年度においては、行政経費の節約及び法人関係の税の増収を見込んで、なお地方交付税の交付団体において総額二百億円の財源不足が生じる見込みであります。

このように財源不足に対する措置として、交付税及び譲与税配付金特別会計において二百億円を借り入れて本年度の普通交付税の総額に加算し、これを地方団体に交付することにより、地方団体の給与改定財源を付与することとし、この借り入れについては、昭和四十五年において全額償還することとしております。なお、今後年度内に地方交付税の増加がある場合は、所要の調整を行なうこととしております。

以上が、昭和四十四年度分の地方交付税の特例等に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

たいだいま議題となりました小笠原諸島復興特別措置法案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

小笠原諸島は、昨年六月二十六日が国に復帰いたしました。その復帰に伴う暫定措置として、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律を制定する等により、旧島民及び現島民の小笠原諸島における権利または利益の保護、これらの者の生活の安定等をはかつてまいったところでありました。

同諸島は、戦後二十数年間ほとんど無人島に近い状態で放置され、極度に荒廃いたしてあり、今後、復帰した国土として復興をはかる必要があるものであります。他方、終戦前同諸島から本土へ引き揚げた旧島民はその早期帰島を熱望いたして

おります。実情にかんがみ、同諸島を復興し、旧島民の帰島を促進するための施策を早急に実施する必要があると考えるのであります。

同諸島の復興に関しては、これまで応急復興措置及び必要な施策の基礎的な調査研究をいたしてまいりましたのであります。同諸島の荒廃した現状、同諸島が本土から隔絶して位置すること等により、その復興には多大の困難を伴うことが予想されます。また現地住民の生活の安定及び今後帰島する旧島民の生活の再建並びに小笠原諸島の今後の発展を考慮いたします場合、同諸島の復興にあつては、単に戦前の状態を復元するというだけでは十分ではなく、総合的、計画的な新しい村づくり、同地域の特性に即した産業の振興等を考慮する必要があると考えられるのであります。

このように小笠原諸島における特殊事情に即し、帰島を希望する旧島民の促進及び同諸島の急速な復興をはかるため本法案を提案した次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明いたします。

第一に、小笠原諸島の復興につきましては、土地の利用に関する事項並びに旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の復興に關し必要な事業について、五カ年を目標とした総合的な復興計画を策定することとし、復興計画の策定については、東京都知事が原案を作成し、自治大臣が小笠原諸島復興審議会の審議を経て決定するものとしております。また毎年度復興計画を実施するため必要な当該年度の事業について復興実施計画を作成することとしております。

第二に、復興計画に基づく事業については、国は特別の助成を行なうものとし、政令で定める事業については、政令で国の負担率または補助率の特例を設けることができることとしております。また自治大臣が主務大臣と協議して指定する事業については、予算の範囲内で補助することができることとしております。

第三に、小笠原諸島の復興に關し重要な事項を調査審議するため、自治省に小笠原諸島復興審議委員会を置くこととしております。

なお、帰島する旧島民に対する措置としては、国及び地方公共団体は、生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとし、また帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例及び不動産取得税の課税の特例を設けることとしております。

以上のほか、小笠原諸島における土地改良事業についての土地改良法の特例、農用地開墾のための土地に関する権利の交換分合、復興計画に基づく事業についての国有財産の譲渡または貸し付け等の特例、復興計画に基づく事業の予算の見積も及び執行の所管、その他復興計画及びこれに基づく事業の実施等に關して必要な定めをいたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、昭和四十二年及び昭和四十三年に於ける地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給の年額を増額するため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員にかかわる年金の額の改定措置に準じて改定する必要があります。このほか、増加退職料等の受給権の基礎となつた期間の組合員期間への通算等に関する改善を加えるとともに、掛け金及び給付の算定の基礎となつている給料の最高限度額を引き上げる等の必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等について、昭和四十三年度において実施いたしました年額の引き上げ、すなわち、いわゆる二万円ベースの給料により算定した額の四四％増額の措置につきまして、今回その率を改め、七三・七六％とすることとしたのであります。ただし、地方公務員等共済組合法の施行日前の期間を基礎として算出する部分の増加額は、六十五歳未満の退職年金受給者及び妻、子または孫以外の遺族年金受給者のうち六十五歳未満の者につきましては、昭和四十四年十月分から同年十二月分までは、その三分の一に相当する金額の支給を停止することとしております。

第二は、地方公務員等共済組合法の規定による退職年金または遺族年金のうち、長期在職者に支給するもの及び廃疾年金の最低保障額を引き上げることとするほか、公務上の年金につきましても、増加恩給の額の引き上げに伴ってその最低保障額を引き上げることとしております。

第三は、地方公務員等共済組合法に基づく掛け金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を、十一万円から十五万円に引き上げることとしております。

第四は、増加退職料等の受給権を有する組合員につきましても、増加退職料に併給される普通退職料の受給権のみを消滅させ、増加退職料は組合員として在職する間においてもその支給を受けることができるようにいたしますとともに、その基礎となつた年金条列職員期間は組合員期間に通算して退職年金等を支給するよう、特例措置を設けてその取り扱いを改善することとしております。

第五は、昭和二十年八月八日まで外国政府または外国特殊法人に雇用人として引き続き勤務していた者で内地に引き揚げ後地方公務員等共済組合法の施行の日まで引き続き職員として在職してい

た者が内地に引き揚げ後地方公務員等共済組合法の施行の日まで引き続き職員として在職してい

た者につきまして、その外国政府等の雇用人として
の在職期間を組合員期間に通算することとして
おります。

第六は、国民健康保険組合業務の市町村への移
管に伴い、引き続き市町村の職員となつた者のそ
の国民健康保険組合等に勤務していた期間のう
ち、地方公務員等共済組合法の施行の日まで引き
続き職員として在職していた者のその引き続く期
間につきましては、組合員期間に算入することと
し、その他の期間につきましては、退職年金の受
給資格期間として取り扱うこととしております。

第七は、団体共済組合員期間が十年以上二十年
未満の者でこれに公務員としての在職期間を合算
して二十年をこえることとなる者に対して、地方
団体関係団体職員共済組合が特例退職年金を支給
する場合は、恩給または共済年金の支給を受ける
権利を有する者につきましては、支給することと
してあります。

第八は、地方団体関係団体職員共済組合が支給
する退職年金等につきまして、その年金額を地方
公務員共済組合が支給する退職年金等の年金額の
引き上げ措置に準じて引き上げることとしており
ます。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要で
あります。何とぞ、すみやかに御可決あらんこと
をお願い申し上げます。

○細田委員長代理 これにて提案理由の説明は終
りました。

○細田委員長代理 以上の各案につきましては、
質疑及び討論の申し出もありませんので、直ちに
採決いたします。

まず、昭和四十四年度分の地方交付税の特例等
に関する法律案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細田委員長代理 起立多数。よって、本案は原
案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、小笠原諸島復興特別措置法案を採決いた
します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細田委員長代理 起立多数。よって、本案は原
案のとおり可決すべきものと決しました。

○細田委員長代理 この際、大石八治君、山本弥
之助君、折小野良一君、小濱新次君から、四派共
同をもつて、ただいま議決いたしました法律案に
対しまして、附帯決議を付すべしとの動議が提出
されております。

この際、本動議を議題とし、その趣旨の説明を
求めます。大石八治君。

○大石(八)委員 私は、小笠原諸島のすみやかな
復興、開発をはかり、帰島する小笠原の人々の生
活の安定、その幸福の実現のために、この際、自
由民主党、日本社会党、民社党及び公明党の四党
を代表し、小笠原諸島復興特別措置法案に対しま
して、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていた
だきます。

小笠原諸島復興特別措置法案に対する附帯
決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意
し、小笠原諸島の復興、開発に遺憾なきを期すべ
きである。

一 復興計画の策定にあつては、本法の目的に
そい、国および東京都は、つねに緊密な連絡を
とり、その基本構想に齟齬を来たすことのない
よう十分に配慮すること。

二 土地利用計画の策定並びに土地の権利関係の
確定を急速にはかること。

三 復興事業については、補助率のカサ上げ等十
分な手続措置を講ずるとともに、補助単価等に
ついても、資材、労務等そのほとんどを遠距離輸
送に頼らざるをえない小笠原諸島の特殊事情を
考慮した適正な単価とし、超過負担を生ずること

とがないよう配慮すること。

四 航空路の開設および大型高速船の就航等輸送
機関の整備をはかること。

五 帰島する旧島民の生活の再建のため必要とす
る住宅資金、事業資金等について、長期低利の
特別の融資措置を講ずること。

六 自治大臣の指揮監督権の行使については、地
方自治の本旨をそこなうことのないよう十分に
配慮すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆さまの御賛同をお願いいたします。

○細田委員長代理 本動議について採決いたしま
す。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細田委員長代理 起立総員。よって、大石八治
君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付するこ
とに決しました。

○細田委員長代理 次に、昭和四十二年度及び昭
和四十三年度における地方公務員等共済組合法の
規定による年金の額の改定等に関する法律等の一
部を改正する法律案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○細田委員長代理 起立総員。よって、本案は原
案のとおり可決すべきものと決しました。

○細田委員長代理 この際、塩川正十郎君、山口
鶴男君、折小野良一君、小濱新次君から、四派共
同をもつて、ただいま議決いたしました法律案に
対しまして附帯決議を付すべしとの動議が提出さ
れております。

この際、本動議を議題とし、その趣旨の説明を
求めます。塩川正十郎君。

○塩川委員 私は、この際、自由民主党、日本社
会党、民社党及び公明党の四党を代表いたしまし

て、ただいま議題となつております昭和四十二年
度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済
組合法の規定による年金の額の改定等に関する法
律等の一部を改正する法律案に対しまして、附帯
決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていた
だきます。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度におけ
る地方公務員等共済組合法の規定による年
金の額の改定等に関する法律等の一部を改
正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に
検討を加え、すみやかにその実現をはかるべきで
ある。

一 地方公務員共済組合の短期給付にかかると組合
員の掛金率が一定限度をこえることとなるとき
は、組合員の負担を軽減するため適切な措置を
講ずることとし、これに要する費用については
国が所要の財源措置を講ずること。

二 遺族給付を受ける遺族の範囲については、実
情に即して、すみやかに是正措置を講ずること
と。

三 退職年金等のスライド制については、早急に
具体的な運用基準を定め、実施するよう措置す
ること。

四 退職年金条例の給料年額の算定方法について
は、その緩和措置を検討すること。

五 年金制度施行前における市町村の吏員及び雇
傭人であつた期間で地方公務員共済制度の施行
日に引き続きいないものについて、すみやかに
職員期間として組合員期間に通算する措置を
講ずること。

六 短期給付制度を適用しない共済組合及び団体
共済組合についても福祉事業を行ないうるよう
措置すること。

七 住宅供給公社の職員について、団体共済組合
制度の適用を検討すること。

右決議する。

以上のとおりであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○細田委員長代理 本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細田委員長代理 起立総員。よって、塩川正二郎君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○細田委員長代理 自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。野田自治大臣。

○野田国務大臣 ただいまの各附帯決議につきましては、御趣旨に沿って善処いたします。

○細田委員長代理 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○細田委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○細田委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会